

輸出応援人材育成強化事業業務委託に係る 企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、「輸出応援人材育成強化事業業務委託」の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

秋田県産業労働部商業貿易課内に審査会を設置する。事務局は、同課貿易・流通チームに置く。

3 審査会

審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 商業貿易課長
- (2) 商業貿易課長が指名する者2名程度

4 審査の実施方法

企画提案書及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を実施する。

5 審査の評価方法

- (1) 輸出応援人材育成強化事業業務委託仕様書で提示した事項について、企画提案書の内容を基に評価する。
- (2) 審査員ごとに別添「企画提案競技評価票」を用い、評価を行う。
- (3) 評価は、各評価項目について次の評価基準により5段階で行い、評価点を算出する。
ただし、評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組については上記評価方法によらず、条件を満たした項目について別紙の評価基準ごとの評価点を与えるものとする。
- (4) 全評価項目の合計を100点満点とする。

評価基準

5段階評価	評価基準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

6 委託候補者の選定

- (1) 審査員の合計点が高い順に順位を付けることとし、第1順位者を委託候補者として選定する。ただし、合計点が満点の6割に満たない場合には、委託候補者を選定しないことがある。
- (2) 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- (3) 企画提案書提出者が1者である場合も審査を行い、委員ごとの評価や意見をもとに、業務遂行能力の有無を判断する。

附則

この要領は、令和7年8月18日から施行する。

**企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」
及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準**

評価項目	設定区分例			配点例	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
		若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰 ※3					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業